

埼玉県教育委員会  
教育長 島村和男 様  
埼玉県立総合教育センター  
所長 藤井春彦 様

2008年1月18日

埼玉県教職員組合  
中央執行委員長 浅井 勉

埼玉県高等学校教職員組合  
中央執行委員長代理 竹下里志

## 「教育職員免許更新制」に関する要求書

標記のいわゆる「教育職員免許更新制」(以下=教員免許更新制)は、「教育職員免許法の一部を改正する法律」にもとづき、2009年4月1日に施行され実施にうつされるとされています。今回の教員免許更新制は、有効期限を設けること、更新講習を受けさせ修了が認定されなければ免許を失効させ教員を失業させること、一方では「免許管理者が認めた者」は免許更新講習が免除されるなど多くの問題を伴うものとなっています。

教員免許更新制については、現在中央教育審議会(以下=中教審)教員養成部会で制度設計と実施具体化のための議論がすすめられているものの、

すでに免許を取得している教員に対してどのように免許更新講習をおこなうのか。

100万人ともいわれる現職教員に、一挙に更新講習をおこなわなければならないのがどうするのか。

「35歳」「45歳」「55歳」の更新講習が計画されてきているが、講習内容は同様なのか。

すでに実施されているいわゆる「経年研修」の「5年経験者研修」「10年経験者研修」(法定)「20年経験者研修」についてはそのまま実施するのか。

更新講習は、大学に委託しておこないながら認定は教育委員会がおこなうことになるのか。

更新講習を実施する大学での講習計画と実施をどのように確保するのか。

いわゆるペーパーティーチャーについての更新講習はどうするのか。

複数免許保持者については1つの免許だけの更新講習でよいのか。

講習の受講料は自己負担となるのか。

等々、制度設計の根本にかかわる問題が山積しています。このまま実施すれば、教育委員会における免許管理はもとより、学校現場においても大混乱が生じかねません。これは、教員免許更新制が諸外国でも例を見ない教員の失職にもかかわる重大な制度であることに根本原因があり、しかも、法改正時点で必要なシュミレーションもおこなわず、すべて省令にゆだねるといわずさんな対応をとったことに起因するものです。

私たち埼教連は、県教委当局に対して、「教育職員免許法改定に伴う教育職員免許更新制に関する解明要求書」(2007年10月23日付)を提出し、同年10月31日に交渉を実施しました。その時点で当局は、「文部科学省は今年12月中に方向性を出すとしている。その後パブリックコメントを求めるようである」「年度末までに省令を改正し、2008年度初頭から所要の準備をすすめると聞いている」「文部科学省から資料を受けているが、それぞれ受けるたびに内容が動いている状況である」「概要についても追加・削除がかなりある。県教委として何をやるかは、国の動向を見守るとしか言いようがない。県として何をやるかは決められない」と回答しています。

一方、文部科学省は県内の教員養成系大学、教員養成学部を有する大学などに対して説

明会を開催して、更新講習の準備に向けた作業をすすめるよう具体化を急いでいます。当該の大学関係者に聞くところによれば、大学側にあっても、制度設計がままならないなかでの準備のため多くの支障をきたしているとのこと。

免許管理者たる埼玉県教育委員会に至っても、上記に記したように文部科学省と中教審の答申待ちの状況となっており、教員免許更新制の当事者である現場の校長を始めとした教職員に多くの不安と危惧の念を抱かせています。法律上は免許失効による失職という法制度ではあるものの、制度運用上は、よほど特別の事情がないと失職させない研修制度という大前提から制度設計しない限り、上記のような問題を解決する制度設計はできないことは明らかです。

私たちは、教職員団体や関係する団体、教育行政等々から出されている様々な疑問や問題の指摘について、解明し納得性が保持できるまでは制度は実施するべきではないと考えます。

すでに述べてきたような文部科学省と中教審部会の状況から、制度の設計については引き続き検討中ですが、任命権者として職場教職員の声や要求に応えるため、以下の事項について更に要求するものです。速やかな回答を願います。

## 記

- 1．教員免許更新制について、現時点で県教委として把握している内容を明らかにするとともに、今後の検討内容とスケジュールを明らかにすること。
- 2．免許管理者、任命権者である県教委として、教員免許更新制への対応方針を策定の準備をすすめること。その具体化の際には、県内教職員の意見を反映する当組合と十分に協議を行うこと。また、教員免許更新制に関わる諸問題について意見交換するため、埼教連、県教委、教育センター、埼玉大学等を構成メンバーとする協議の場を設定すること。
- 3．免許更新を自己責任として教職員個人にすべて委ねるのではなく、免許管理者としての責任にもとづいて学校現場が混乱することのないよう下記のことを行うこと。
  - (1) 文部科学省に意見を上申すること。
    - 旧免許所有者については遡及させず、更新の対象からはずすこと。
    - 「10年経験者研修」については廃止すること。
    - 「初任者研修」について大幅に縮減すること。
  - (2) 大学関係者に要請すること。
    - 免許管理者である県教委として、埼玉大学をはじめとする更新講習に関わる大学関係者に対して、教職員の自主性・共同性・専門性に裏付けられた教育活動の経験を重んじ、自己評価を最大限尊重した更新制として制度設計するよう要請すること。
    - 生徒指導等、学校の教育活動を配慮した運営とするよう要請すること。
  - (3) 教育センターに要請すること。
    - 「5年経験者研修」「20年経験者研修」については、県教委の責任として廃止を含めた大幅な見直しを行うこと。
- 4．教員免許更新に関する費用を補助すること。